

氏名(本籍)	こばやし りょう すけ (長野県)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	博甲第5226号		
学位授与年月日	平成22年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	近代東チベットにおける中蔵境界問題の形成		
主査	筑波大学教授	博士(文学)	丸山 宏
副査	筑波大学准教授	博士(文学)	楠木 賢道
副査	筑波大学准教授	博士(社会学)	山本 真
副査	筑波大学准教授	Dr.Phil.	吉水 千鶴子

### 論文の内容の要旨

本論文は、19世紀中葉から20世紀初頭において清朝とダライラマ政権の間で東チベット（カムと称される地域と大部分重なる）の支配をめぐる係争が醸成されてくる政治動向に注目し、両者の東チベットに対する境界認識の変遷と差異、および現地における首長層の政治行動の実態を考察し、20世紀前半の中国・チベット関係の重要な政治課題であった東チベットにおける境界問題の歴史的な形成過程を解明するものである。

研究史における本論文の立場は以下のような特徴を有する。まず、1913年から1914年のシムラ会議の決裂に示されるように、20世紀初頭の中国・チベットの間には東チベットをめぐる境界問題が存在した。この問題に対して、従来は国際政治外交史の視座により国家主権の間の交渉という次元から研究され、しかも中国側あるいはチベット側の議論の仕方を見ると自己の主張する領土・境界の正当化を研究目的としていることが多かった。それ故、問題が顕在化するに至るまでの長期的な時間の視野を設定し、複数の異なる政治行為の主体の動向を十分に検討し、さらに当該地域の民族社会の次元における具体的な政治の実態に基づいて、この問題の歴史的背景を探究してこなかったと批判する。また筆者は、中国語とチベット語の双方の史料を利用することに努めるとし、特に四川省檔案館所蔵の川滇邊務大臣衙門檔案に含まれるチベット語文書の利用を実現している。

本論文においては以下のような問題が設定されている。すなわち1) 清朝による東チベット経営を解明するのみでなく、ダライラマ政権側の東チベット支配にも留意し、ダライラマ政権と清朝とがいかに対峙するに至ったか考察すること、2) 清朝とダライラマ政権という二大勢力が交錯する中で、現地首長層は両勢力にどのように依存・反抗・協調し、民族社会がどのように変化したのか、そうした変化が境界問題にどう影響したのかを検証すること、3) 境界を自明の所与と見ずに、清朝とダライラマ政権の双方が、どのように境界認識を形成していったのかを解明することである。本論文は序章と結章のほか、全六章からなる。

序章においては問題提起、研究方法、史料について説明する。

第一章「清朝による「川蔵交界」の画定と東チベットの政治・社会構造」では、清朝前半期の東チベット史を考察する。17世紀から18世紀にかけて清朝は東チベットの首長を敵対するモンゴルの支配から切り離して土司職を与えて間接統治させ、乾隆朝においては金川の乱を期に、東チベットに対して四川総督による管理のみでなく、理藩院および八旗兵を率いる成都將軍という清朝独自の行政・軍事系統を通じて管理する

という二元的管理を施し、また現地首長を内陸アジア諸民族に適用された朝覲儀礼に参加させるといった措置を採った。東チベットは西南中国の他の土司地域と異なり、漢化が困難であり、移民も期待できない地域であり、この措置は交通・軍事の面で現地首長の協力を獲得するための「優遇」と「不干渉」を意味しており、首長層はこれにより直接統治と文化的介入をほとんど受けずに既得権を温存し、清朝側は充実した情報・軍事ネットワークを欠くことになったと述べる。

第二章「19世紀後半、ダライラマ政権の土司地域支配の展開」では、1865年にダライラマ政権は東チベット中央部のニヤロン地方の叛乱制圧を契機に、清朝側に土司として遇されていた現地の諸首長を、チベットから派遣したニヤロン＝チキヤップ（ニヤロン総督）に服属させ、人的物的資源の徴発と紛争調停に関わる実質的影響力を行使したことを提示する。ダライラマ政権側は、清朝の土司制度を否定して排他的支配を主張したのではなく、清朝の強力な支配の欠如のもとで自己の影響力の強化をはかったと分析する。この結果、現地では清朝の緩やかな支配とダライラマ政権による実効性の高い支配が併存・拮抗し、領地・土司職位継承・徴税権をめぐる紛糾が多発し、秩序の流動化が起ったが、清朝は効果的に管理できなかったと論じる。

第三章「清末、東チベットにおける政治構造の再編」では、19世紀末以降に、イギリスのインド側からの進出の脅威に対する警戒から、清朝内部において四川総督を中心に、チベットに対する主権の確立まで視野に入れたニヤロン回収論が提起され、ダライラマ政権はこれに対して清朝皇帝に仏教の保護者としての配慮を要請しつつニヤロン回収の撤回を訴え、理藩院および成都將軍を通じて、回収の撤回に成功した経緯を論じる。しかし20世紀初になると、川滇邊務大臣趙爾豊はニヤロン＝チキヤップを地域から退去させ、また総督と將軍の二重管理体制も解消され、清朝とダライラマ政権の間で地域支配の利害と正当性に関する矛盾が深まると述べる。

第四章「清・蔵の境界における「土司」－デルゲ＝ギェルポの帰属をめぐる－」では、現地首長の動向から考察を加えるために、デルゲ＝ギェルポ（デルゲ王）の両属的な政治行動に留意して叙述する。デルゲ＝ギェルポは自己の政治的文化的な力量により、その古い歴史と強大な権力を誇っていたが、19世紀後半にニヤロンの叛乱とダライラマ政権によるニヤロン支配が展開する中で弱体化し、清朝およびダライラマ政権という外部からの権威に大きく依存するようになった。このため四川総督側からの介入を容易にしたが、デルゲの貴族層が介入に反発したため、成都將軍の四川総督に対する牽制が発動され、総督の解任に至った。筆者は、このような歴史的推移を検討し、東チベットにおける政治再編の過程において、総督・將軍の二元管理体制は、現地のギェルポや貴族の政治行動と相互作用を起し、急激な再編を阻む機能を発揮できていたと論じる。

第五章「清末の領域国家形成と「西康省」」では、清朝の東チベットに対する境界認識の変化を明らかにするために、「西康」という地域概念の成立の背景を、清朝内部の政策決定過程に注目して検討する。清朝は十分な地理情報を持たないまま、イギリスの対チベット進出の脅威およびダライラマ政権との対峙という状況下で、東チベット、特に東南チベットにおける軍事行動と情報収集を進め、東チベットに省制を導入し建省すべきか否か政策分岐が見られる事態となったと述べる。建省推進派は「西康」という地域概念を創出するが、これは当時の軍事的な征服領域を基礎として措定されたものであったにもかかわらず、後に自明かつ必然的な疆域と認識されて行くことになったと論じる。

第六章「清朝の崩壊と境界問題の形成」では、東チベットの支配をめぐる清朝・ダライラマ政権の間の矛盾が、1913年から1914年のイギリス・中国・チベット三者によるシムラ会議において境界画定協議の決裂という形で顕在化する過程を検討する。最大の争点は東チベットの帰属についてであり、それぞれの境界線の根拠について、ダライラマ政権側は直近の50年間におけるニヤロン＝チキヤップを通じた東チベットの実効支配の事実を主張し、中国側は「西康省」建省計画に沿った主張を行い、大貪く懸隔していたと述べる。

結章では、各章の概要をまとめ、次のような総括を示す。すなわち、東チベットのの中蔵境界問題の形成の

背景には、1) 緩やかな清朝による支配、ダライラマ政権による支配体制の構築と解体、現地首長層の両属的政治行動といった政治支配の重層性が存在したこと、2) 清朝は首長層を土司制度や四川総督を通じて管理するのみでなく、理藩院や将軍といった内陸アジア諸民族に対するのと等質の支配系統も活用し矛盾を調整してきたが、清末に至り、この仕組みが解消されたこと、3) 清朝皇帝がチベット仏教保護者としての立場を発揮できなくなったことが指摘できるとし、清朝が近代的領域国家へと変貌したため、清朝との争いを懸命に避けようとしてきたダライラマ政権は、強硬な態度で境界画定交渉に臨むようになったと結論する。

## 審査の結果の要旨

中国・チベットの境界問題については、国家主権による政治的主張と不可分に関連するため、非常に敏感な問題であるにもかかわらず、筆者は長期にわたる歴史の変遷の考察を行い、複数の政治的主体の動向に十分に注意をはらうという周到な方法によって問題に接近している。清朝が近代的領域国家に変貌する前に、東チベットに対し、総督と将軍の二重の管理体制を施し、総督側の直接介入を将軍が牽制して調整を果たす仕組みが存在していたことを見出した点、またダライラマ政権によるニヤロン支配について、ニヤロン＝チキヤップが趙爾豊に送ったチベット語文書の解読により、ダライラマ政権側としては清朝支配自体を否定しておらず、むしろ現地首長がダライラマ政権による秩序回復に感謝し信仰心から税を献納したという論理をもって正当化していることを明らかにするなど、境界問題の中心にニヤロンの帰属の問題が位置していたことを一次史料により説得的に明らかにした点は、評価できる。

しかし、本論文において十分に議論を尽くせなかった課題も残されている。例えば、ダライラマ政権が東チベットに影響力を及ぼす手段として仏教寺院の政治力・経済力の強さを考慮せざるを得ないが、この点についてより一層の解明が望まれる。またシムラ会議でダライラマ政権側が何故に強硬に自己の境界を主張するに至ったかの理由としては、本論文で重点的に明らかにされたような清朝側の変貌という面ばかりではなく、ダライラマ政権側の内部にも近代的な主権国家たらんとする主体的な動きが存在したことを見る必要もある。しかし、これらの点については、筆者の将来の研究に期待するべきであると考えられる。本論文は、東チベットを事例として複数の政治的境界が交錯する地域の政治史を解明した研究であり、その成果は学界に寄与するところが大きいと考える。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有しているものと認める。